

80円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

なお、申告用紙は役場1階税務課及び国府支所に用意してあります。

## 申告に必要な書類

申告用紙

印鑑(認印でも可)

源泉徴収票(平成16年中の所得の証明になるもの)

生命保険料や損害保険料の控除を受けるには、それらの保険料を支払ったことの証明書

医療費控除を受けるには、医療費の領収書と保険金等から

補てんされる金額のメモ等

確定申告で還付金が生じる時は、申告者の振込み口座

その他の控除を受けるには、税務署又は役場に問い合わせてください。

例年、町より発行しておりま

す納付済確認書(社会保険料控除に使用するもの)について、

平成14年度より国民年金保険料の記載がなくなり、証明内容を

変更いたしましたので、ご注意ください。

なお、国民年金保険料の納付

については、平塚社会保険事務所(22)1515へお問い合わせ

してください。

## 申告書の選び方

確定申告は申告の内容により、

2種類の様式から選択します。

申告内容を確認し、申告書をお選びください。

申告書A

所得の種類が給与所得、公的

年金などの雑所得、配当所得及び一時所得の方で、予定納税のない方

申告書B

事業所得や不動産所得がある方など、所得の種類にかかわらず使用できます。

詳細は、別表の『申告書の選び方』をご覧ください。

## 申告書の選び方

使用する申告書	申告内容
申告書A	申告する所得が給与所得・雑所得・配当所得・一時所得だけで予定納税がない方 給与所得者で医療費控除・住宅借入金特別控除を受ける方 年金収入がある方 配当金や保険金の受け取りなどの収入のある方
申告書B	A様式に該当しない方 事業所得・不動産所得・譲渡所得等がある方
	土地建物等の譲渡所得がある方 申告分離課税の株式等の譲渡所得がある方 山林所得や退職所得がある方
	平成16年分の所得が赤字の方 雑損控除額を平成16年分の所得金額から控除すると赤字になる方 繰越損失額を平成16年分の所得金額から控除すると赤字になる方
町・県民税申告書	上記、所得税の申告書に該当せず、町・県民税の申告が必要な方

## 申告書の自書作成にご協力を!

税金の申告書は、本人が作成

することが一番です。申告の手引きをお読みになり、自書作成

してみましよう。また、申告時には前年の申告書の控え・筆記

用具及び計算機等をご用意ください。

税務署では臨時窓口を開設します!!

平塚税務署では、申告期間中の2月20日(日)・27日(日)に申告書の作成及び受付・用紙の配布等を行います。時間は午前

9時から12時、午後1時から5時までです。

当日は、混雑が予想されますので、お早めにお出かけください。

なお、当日の電話相談は行っておりません。

\* \* \* \*

国税庁では、税に関する質問にコンピュータがお答えする「タックスアンサー」を行っております。電話・ファクシミリ・インターネット・携帯電話でご利用になれます。

電話及びFAX

東京(03)3213 2222

横浜(045)641 2222

インターネット  
<http://www.taxanswer.nta.go.jp>

問い合わせ  
確定申告について

平塚税務署 個人課税部門  
(平塚市松風町2 30)

(22)14000

町・県民税について  
税務課 ☎内線253・254

## インターネットで申告書作成にチャレンジ!

「国税庁のホームページで申告書が作成できます」

国税局ホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」で作成した申告書が税務署へ提出できますので、ご利用ください。



国税庁  
ホームページのアドレス  
<http://www.nta.go.jp>